

鎌 総 第 164 号

平成31年（2019年）4月11日

鎌倉市議会議長

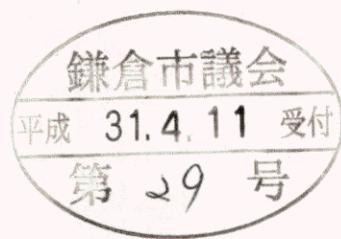
中 村 聰 一 郎 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 15 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (共創計画部交通政策課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 15 号の質問について、次とおり答弁いたします。

1 質問の内容

平成 31 年 1 月 27 日（日）鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会提出の「仮称・鎌倉ロードプライシングについて」の質問に対して、回答拒否の意思が平成 31 年 2 月定例会本会議の一般質問の場で共創計画部・比留間部長から示された。

議会の議決に基づいて設置された委員会に対して、議員が行った質問を回答拒否する事は言語道断である。市民の代表である議員の存在を愚弄するもので許せる事ではない。

また、「所掌事務ではないので答えられない」との回答は到底納得できるものではない。鎌倉市交通計画検討委員会条例、第 1 条には「本市の交通政策を効果的に推進するため」、「交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行う」と記載されているが、「効果的に推進するため」に何を「調査及び検討」したのか？条例に記載の事項を聞いているのに何故答えられないのか？納得できる回答を頂きたい。

合わせて、今一度質問を添付させていただくので速やかに回答願いたい。

2 質問の理由

平成 31 年度はロードプライシングの実証実験を実施するとの事であるので、我々が市民及び事業者、近隣自治体の住民等に説明する為の時間的余裕は無く、質問内容はすみやかに回答して頂く必要があるので。

3 答弁

鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会は、鎌倉市交通計画検討委員会条例により設置した市の附属機関であり、その所掌は「本市の交通政策を効果的に推進するため、交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行う」ことです。

このため、同委員会が対外的な質問に対して回答することは、同委員会の所掌事項に当たらないことから、回答を行う立場にはないものです。委員会は合議体であり、委員会の審議以外の場で、委員という立場で個人の意見を対外的に表明することはできず、会議を招集し審議することが必要となります。同委員会では（仮称）鎌倉ロードプライシングに関する審議を行っており、その内容については、今後も、可能な限り鎌倉市ホームページ等で公開してまいります。

なお、（仮称）鎌倉ロードプライシングにつきましては、これまで市議会本会議、委員会等でも鎌倉市としての考え方をお答えしてきたところですが、新たな項目がございましたら、文書質問等、制度に則ってお答えいたします。